

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第七十八号

鳥取縣指定農産物移出取締條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣指定農産物移出取締條例

第一條 本縣において生産された左の農産物（以下指定農産物という）の移出取締についてはこの條例の定めるところによる。

一、青杓柳（剥皮せる白杓柳を含む）

二、棉実（種子用を含む）

第二條 指定農産物は知事の承認を受けた場合を除く外これを縣外に移出してはならない。

第三條 前條の承認を受けようとする者は別記第十号様

昭和二十三年十一月二十六日
第千九百六十四号

金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A列5

式による申請書二通を生産地を所轄する地方事務所長又は市長を経由して知事に提出しなければならない。

第四條 申請により知事は必要と認めるときは別記第二号様式の承認証を交付しなければならない。

第五條 運送業者又は運送取扱業者は承認証を所持しない者の指定農産物を縣外に運送し又は運送の目的のもとに取扱うことはできない。

第六條 移出の承認を受けた者が移出を完了したときは直ちに移出完了報告書を申請をなした地方事務所長又は市長を経由して知事に提出しなければならない。

第七條 移出の承認を受けた者が承認の日から二十日以内に移出しないときはその承認は効力を失う。

第八條 第二條又は第五條の規定に違反した者は五万円以下の罰金を科する。

第九條 前條の規定は法人にあつてはその代表者に、未

成年者又は禁治産者にあつてはその法定代理人にこれを適用する。但しその業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者にあつてはこの限りでない。

附則

第十條 この條例は公布の日からこれを施行する。

第十一條 昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十四号鳥取縣杞柳移出取締條例はこれを廢止する。

第一号様式

何々移出承認申請書

- 一、出荷者住所氏名
- 二、生産地
- 三、縣外移出の事由
- 四、数量
- 五、品別、名
- 六、荷受人住所氏名
- 七、移出年月日
- 八、運送方法
- 九、その他参考事項

右の通り何々を移出したいから申請する

年 月 日

申請者 住所

職業

氏名

鳥取縣知事何某殿

第二号様式

何々移出承認証

- 一、移出者住所氏名
- 二、移出承認番号 第 号
- 三、数量
- 四、発送地着荷地名
- 五、有効期間

右何々移出取締條例第二條の規定により証明する

年 月 日

鳥取縣知事

告示

鳥取縣告示第五百九十三号

第三、四半期における世帯向け木炭の購入割当証明書を發給したもの、住所及び氏名並びに割当數量を次のよ

一、卸売業者

發給番号	登録番号	住所	氏名	割当數量
1	1	鳥取市二階町二丁目三五番地	鳥取縣燃料卸売商業協同組合	八〇一、六六〇担
2	2	同 東品治町一九番ノ五地	鳥取縣購買農業協同組合連合会	一、〇六六、八六〇
3	3	米子市角盤町三丁目六番地	鳥取縣新炭卸売株式会社	二八八、二一〇
4	4	同 四丁目三五番地	星光商事株式会社米子事務所	四六五、六〇〇
二、小売店舗				
發給番号	登録番号	住所	氏名	割当數量
1	1	鳥取市湯所町八五	山下 貞次	一三、六二〇担
2	2	同御弓町四〇一	宮本をきさ	一一、二七〇
3	3	同東町一四七ノ六	山川爲之助	一一、三四〇
4	4	同吉成五一〇	美保農業協同組合長 漆原建治	一四、四〇〇
5	5	同東町一七七ノ一	小林 松平	一一、一五〇
6	6	同江崎町三二	大北ツル子	一三、七四〇

うに公表する。

昭和二十三年十一月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 零 治

7	七	同東町二六四	本庄 かめ	一一、二四〇
8	八	同立川町四丁目八三	岩崎 利男	一一、五七〇
9	九	同新鑄物師町八五	岩本 とよ	一一、六二〇
10	一〇	同今町三丁目三一	小川徳次郎	一一、三〇〇
11	一一	同新品治町一五	細田 政義	一一、七二〇
12	一二	同行徳三六九ノ六	松尾かね子	一六、二三〇
13	一三	同吉方町四区六九九	横山 幸子	一一、二四〇
14	一四	同西町三区三四九	田淵 健二	一〇、二三〇
15	一五	同賀露一一八二	宮根 春治	一一、四二〇
16	一六	同一一八九ノ五	坂口 重平	一五、二一〇
17	一七	同西品治町二三七	福本 常藏	一一、〇〇〇
18	一八	同立川町二丁目九八ノ二	椿 岩夫	八、四九〇
19	一九	同川端町一丁目三五	伊吹喜代造	一一、七七〇
20	二〇	同二階町三丁目二〇	河田 重基	一一、七七〇
21	二一	同東品治町二	戸田八太郎	一一、一〇〇
22	二二	同元鑄物師町五二ノ二	但田 豊吉	一一、二一〇
23	二三	同東品治町二八ノ一六	寺坂 林藏	一一、五四〇
24	二四	同五五ノ一	一百野 拓	一五、六九〇

島取郡公報 第九百六十四號 昭和二十五年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 四

25	二五	同茶町一二	米沢 富子	一一、二七〇
26	二六	同立川町三丁目	西尾 春子	一一、六九〇
27	二七	同東品治町二区二一八	磯日 幸光	一一、三五〇
28	二八	同岩倉四六一	岩井 定吉	一一、二四〇
29	二九	同東品治町六ノ一三	加井寅之祐	一一、二一〇
30	三〇	米子市末廣町一〇	和田 恒夫	一一、三二〇
31	三一	同弥生町	生活消費共済組合米子東部米子支部長土井亮	一六、八〇〇
32	三二	同立町二丁目六	森田 とめ	一五、一八〇
33	三三	同錦町二丁目八一	本池 清隆	一一、〇三〇
34	三四	同道笑町三丁目二	村上杉 照子	一五、九三〇
35	三五	同朝日町一区一四	貫重 好江	一一、六一〇
36	三六	同勝田町二七三	志水喜之丞	一一、二〇〇
37	三七	同草尾一四三〇	野々村良躬	一一、六九〇
38	三八	同内町一六	大原繁太郎	一一、〇四〇
39	三九	同加茂町二丁目三五	三代 キク	一一、三八〇
40	四〇	同角盤町一丁目四一	三嶋千登世	一八、五九〇
41	四一	同寺町一八	早原 七朗	二四、六六〇
42	四二	同茶町五〇	綿辺 秀文	一〇、五九〇

島取郡公報 第九百六十四號 昭和二十五年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 五

43	四三	同角盤町一丁目八八	長尾下七五	一七、五五〇
44	四四	同尾高町五二	川上 元一	一八、七二〇
45	四五	同灘町二丁目一六〇	榎野 敏子	一五、八七〇
46	四六	同角盤町四丁目二〇	波多野利市	一三、〇八〇
47	四七	同富士見町一四	松原菊太郎	一二、二七〇
48	四八	同岩倉三一	岩田 民藏	一八、六六〇
49	四九	同兩三柳一、二二六	吉村 二郎	一四、八二〇
50	五〇	同錦町二丁目七	井田守之助	一五、四二〇
51	五一	同立町二二三	有限責任米子生活協同組合長此下長俊	一五、二四〇
52	五二	同角盤町三丁目六	米子市第一農業協同組合長 管 四郎	一六、一五〇
53	五三	同	阿農業協同組合長 足鹿 覺	一四、八五〇
54	五四	岩美郡倉田村八坂五七	倉田村農業協同組合長 岡村平藏	一三、六一〇
55	五五	同米里村久米八九ノ二	米里村同	一〇、九五〇
56	五六	同宇倍野村町屋三〇四	宇倍野村同	一〇、四七〇
57	五七	同宮ノ下二四〇	森田 宗治	一三、九八〇
58	五八	同成器村神護二三七	桑島 節雄	一〇、一四〇
59	五九	同面影村雲山四〇	面影村農業協同組合長 今井岩造	八、九七〇
60	六〇	同津ノ井村桂木二九三	津ノ井村同	一〇、三二〇

昭和二十五年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 六

61	六一	同福部村左近四〇六ノ一	山崎 建造	一七、四〇〇
62	六二	同大岩村大谷三一二ノ一	大岩村農業協同組合長 奥田鶴雄	一一、四三〇
63	六三	同本庄村新井二六三	本庄村同	八、九七〇
64	六四	同小田村荒金	山脇 勲	九、九九〇
65	六六	同浦富町浦富一九〇七	浦富町農業協同組合長 中島峯治	一四、九一〇
66	六七	同田後村六七	保証責任田後信用購買販売利用組合明洋会長但井利三	九、二七〇
67	六八	同東村小羽尾三九二ノ一	東村農業協同組合長	九、〇九〇
68	六九	同岩井町長谷八二六	松本 脩一	一一、五五〇
69	七〇	同蒲生村鳥越二五二ノ一	山本 隆晃	九、三九〇
70	七一	八頭郡賀茂村宮谷二六一	賀茂村農業協同組合長 上原精太郎	九、六九〇
71	七二	同那家二三六	上田 温男	九、五七〇
72	七三	同國中村万代寺九三	國中村農業協同組合長 林喜代藏	一一、二八〇
73	七四	同船岡村船岡三五	船岡村同	一二、一二〇
74	七五	同大伊村塩上二五三	柳谷 満愛	九、九九〇
75	七六	同国英村山手四五三	国英村農業協同組合長 横川光夫	九、四五〇
76	七七	同河原町河原五二ノ四	河原町同	八、九一〇
77	七八	同三〇	米沢 久雄	九、九〇〇
78	七九	同散岐村佐貫七七二	猪口 勇	一〇、四七〇

鳥取縣公報 第九百六十四號 昭和二十五年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 七

79	八〇	同集村福井一〇五	垣田 正一	一〇、一四〇
80	八一	同安部村安井八八五	安部村農業協同組合長 南口喜秋	九、九〇〇
81	八二	同八東村才代二九八ノ一	八東村同 加藤龍雄	一一、三〇〇
82	八三	同丹比村北山六三二	山根喜代藏	一〇、四一〇
83	八四	同若櫻町若櫻一二二六	盛田 俊一	一五、六三〇
84	八五	同一三五ノ九	中島鉄次郎	一一、七三〇
85	八六	同中私都村下津黒八二	中私都村農業協同組合長 山崎 稔	一一、七三〇
86	八七	同下私都村大坪五〇四	下私都村同 加藤武雄	九、四二〇
87	八八	同用ヶ瀬町用ヶ瀬二五八	尾崎 泰三	一〇、四一〇
88	八九	同佐治村加瀬木六七一	木村直三郎	一四、一〇〇
89	九〇	同智頭町智頭一六二五	宿谷 輝雄	一一、四八〇
90	九二	同二〇五一	国岡 徳御	一三、八三〇
91	九三	同野原一八四	不明	一〇、六二〇
92	九四	氣高郡神戸村下砂見六五六	湯川 徳男	九、〇六〇
93	九五	同大和村横枕四三七	宮本 憲	九、四二〇
94	九六	同美穗村朝月二七	美穂村農業協同組合長 有田嘉孝	九、二一〇
95	九七	同大正村古海八七〇	大正村同 山根菊治	一〇、九五〇
96	九八	同東郷村今在家一一九八	田中 操	九、八四〇

第九百六十四號 昭和二十一年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 八

97	九九	同豊美村大桶五二四ノ一	豊美村農業協同組合長 木下繁美	八、八八〇
98	一〇〇	同松保村布勢二七九	松保村同 福田定夫	九、三六〇
99	一〇一	同千代水村秋里一五三ノ一	千代水村同 森下藤五郎	八、九一〇
100	一〇二	同湖山村一五八八	湖山村同 山田 潔	一〇、八九〇
101	一〇三	同吉岡村吉岡四五一ノ一	山口 徹心	一三、六五〇
102	一〇四	同末恒村伏野一五四五	末恒村農業協同組合長 三橋 誠	八、八二〇
103	一〇五	同實木村實木八八九ノ一	實木村同 竹本 武	九、五七〇
104	一〇六	同酒津村四八三	新 好男	一一、三三〇
105	一〇七	同鹿野町鹿野一三九八	鹿野町農業協同組合長 南條重太郎	九、四八〇
106	一〇八	同六四二六	飯田 初造	九、三三〇
107	一〇九	同逢坂村山宮二六三ノ四	逢坂村農業協同組合長 山根喜郎	八、三四〇
108	一一〇	同小鷲河村鷲峯七八六	北村 忝	八、九一〇
109	一一一	同浜村町勝見木六ノ二	浜村町農業協同組合長 朝津信通	九、三六〇
110	一一四	同青谷町青谷二八五三	鉄永 三郎	八、八五〇
111	一一五	同	大谷 公恵	一一、一八〇
112	一一六	同日置村早木一六ノ一	塩 貞夫	一九、四九〇
113	一一七	同勝部村桑原一〇三	尾崎 増治	八、九七〇
114	一一八	東伯那西郷村八屋八二ノ一	西郷村農業協同組合長 倉繁良逸	一〇、六八〇

鳥取縣公報 第九百六十四號 昭和二十一年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 九

115	一一九	同上井町上井三二五ノ二	上井町同	谷本 潔	一九、三二〇
116	一二〇	同長瀬村長瀬一一五九	長瀬村同	清水利二	一九、九五〇
117	一二一	同淺津村下淺津	淺津村同	本多不二雄、	一〇、九五〇
118	一二二	同橋津村橋津三六四	橋津村同	但馬興太郎	一七、二五〇
119	一二三	同泊村泊八四一	笠田 準		一二、三九〇
120	一二四	同七五一	野上芳五郎		一三、九五〇
121	一二五	同松崎村五八一	白神庄太郎		一八、七五〇
122	一二六	同小鹿村西小鹿一一四八	吉田 米藏		一一、九一〇
123	一二七	同三朝村砂原一九六	安達 醇		一〇、四一〇
124	一二八	同横原三三八	松原 定一		一〇、七一〇
125	一二九	同旭村本原三七一	松原 薫		一九、四一〇
126	一三〇	同倉吉町新町二丁目六四二一ノ一	有限責任倉吉生活協同購買利用 組合長 椿 友太郎		九、六六〇
127	一三一	同福吉	尾崎 民藏		一〇、一七〇
128	一三二	同仲町七七九	出口 一		一〇、二六〇
129	一三三	同弥生町三一	小椋 元藏		九、一二〇
130	一三四	同新町三丁目三三二八	中山 英患		一四、一六〇
131	一三五	同岡谷一一三ノ五	山本 周三		一二、八一〇
132	一三六	同河原町	柳川 仁藏		一三、五〇〇

昭和二十一年十一月二十六日 (第...)

133	一三七	同大正町一〇七五ノ二〇	申村きくの		二七、五四〇
134	一三八	同〇七六	升田 勝子		九、一八〇
135	一三九	同住吉町六七ノ一	鳥羽太喜藏		一九、五三〇
136	一四〇	同銀治町二丁目二九二八	中村 久		一五、九九〇
137	一四一	同小鴨村中河原五四〇ノ一	荒尾美喜雄		一八、〇六〇
138	一四二	同小鴨村上古川一三〇	岡本市太郎		一一、五二〇
139	一四三	同矢送村山口	山本 武雄		一〇、七六〇
140	一四四	同山守村今西一一〇	石賀 一郎		九、二七〇
141	一四六	同高城村上福田四八二	藤原 善夫		一九、二六〇
142	一四七	同社村国分寺三〇二	社村農業協同組合長	深田義人	一六、八九〇
143	一四八	同灘手村尾原五〇〇ノ二	灘手村同	伊藤雅見	一一、一八〇
144	一四九	同下北條村弓原三四七ノ六	下北條村同	吉田純一	二四、〇五〇
145	一五〇	同中北條村江北七三八	中北條村同	齊尾嘉久	一六、二〇〇
146	一五一	同上北條村井手畑一三	上北條村同	磯江義博	二五、六五〇
147	一五二	同大誠村瀬戸六〇五	大誠村同	建代市次	一一、七三〇
148	一五四	同由良町由良一二〇七	由良町同	齊尾正八	九、五七〇
149	一五五	同五二〇	三木 信子		九、三〇〇
150	一五六	同一一四九ノ一	竹屋 岩夫		九、三九〇

昭和二十一年十一月二十六日 (第...)

161	一五七	同五五一	吉村 以て	一一、三七〇
162	一五八	同浦安町金市二四三	種子 繁平	一一、〇四〇
163	一五九	同三〇八ノ三	板本 英次	一一、八五〇
164	一六〇	同二二六	中本 常吉	九、六三〇
165	一六一	同下郷村助三〇一	下郷村農業協同組合長 家森隆治	一二、六〇〇
166	一六二	同八橋町八橋四四二	小綿合名会社代表社員 小綿寅雄	九、六〇〇
167	一六三	同二三九一ノ一	八橋町農業協同組合長 小谷米康	九、五七〇
168	一六四	同赤碓町赤碓一六六三	稱谷 清子	一〇、七四〇
169	一六五	同二〇七	今井喜代子	一一、二八〇
169	一六六	同二五四六	赤碓農業協同組合長 前田豊秋	一〇、六二〇
161	一六七	同成美村大一垣三四二ノ一	足立 猶備	一一、〇七〇
162	一六八	同安田村光二五七	大本 榮市	一一、三七〇
163	一六九	同下中山村田中七七四	藤田 輝雄	一二、八一〇
164	一七〇	同八重一五三	山崎 政一	一〇、二〇〇
165	一七一	同西伯郡彦名村二八二三	彦名村農業協同組合長 高森勝義	一一、二八〇
166	一七二	同二七九二	田口 重蔵	一二、四八〇
167	一七三	同崎津村大崎一七三三ノ一	木村 政榮	九、六三〇
168	一七四	同一一八五	崎津村農業協同組合長 松本正秀	八、四六〇

169	一七五	同渡村渡三二二五	渡村同	一二、五一〇
170	一七六	同二四一三	山中 品造	一一、〇四〇
171	一七七	同外江町二〇七二	外江町農業協同組合長 古徳倉政	八、六四〇
172	一七八	同二八〇六	徳山松太郎	八、九一〇
173	一七九	同三一〇九	浜田 勝子	八、五五〇
174	一八〇	同境町本町一〇一	境町消費生活協同組合長 寺本利吉	八、二二〇
175	一八一	同春日町五一	戸田 友次	一〇、二九〇
176	一八二	同中町一九	山口 マス	八、六四〇
177	一八三	同相生町五八	長谷川周太郎	一〇、〇五〇
178	一八四	同末廣町一〇三	里見 長利	八、二二〇
179	一八五	同日の出町二二	渡辺 嘉吉	一〇、〇八〇
180	一八六	同上道村八四六	上道村農業協同組合長 松本誠一郎	一二、八四〇
181	一八七	同余子村中野二九一三	西 きぬ	九、二七〇
182	一八八	同竹内三九三ノ二	余子村農業協同組合長 山本 憲	八、二七〇
183	一八九	同中野	佐々木 修	八、六四〇
184	一九〇	同中浜村小篠津村五六二	中浜村農業協同組合長 永井仁義	一二、五四〇
185	一九一	同七〇四	木村 信	一三、九二〇
186	一九二	同大篠津村一一五一	大篠津村農業協同組合長 安田義憲	七、九二〇

187	一九三	同 一八八九	米田 愛子	九、一五〇
188	一九四	同和田村一七三二	和田村農業協同組合長 森脇義雄	五、四〇〇
189	一九五	同富益村六六一ノ一	富益村同 松本政好	一三、四七〇
190	一九六	同夜見村二一八五	夜見村同 九椿 節	九、五一〇
191	一九七	同成実村石井三三二	成実村同 齊木光男	一、二八〇
192	一九八	同天津村福成二二七八	天津村同 景山 孟	一、七三〇
198	一九九	同法勝寺村曙部一六一七	遠藤八重子	九、四八〇
194	二〇〇	同尙徳村榎原一四一七ノ一	尙徳村農業協同組合長 鷲見由三郎	九、〇〇〇
195	二〇一	同五千石村八幡六九二ノ一	五千石村同 深田武雄	一〇、二三〇
196	二〇二	同幡郷村大殿一〇九二	幡郷村同 影山仙次	九、三三〇
197	二〇三	同大幡村押口九二ノ三	大幡村同 藤川雅光	一、〇三〇
195	二〇四	同縣村福万	縣 村同 船木半次	九、四二〇
199	二〇五	同大高村尾高	大高村同 伊達市政	一、二二〇
200	二〇六	同 一六八四	吉木 實子	一、〇七〇
201	二〇七	同日吉津村日吉津三六七	日吉津村農業協同組合長 高口保重	一〇、一四〇
202	二〇八	同大和村佐陀四八一	大和村同 長谷川勝馬	九、四二〇
203	二〇九	同淀江町淀江二九一ノ二	尾沢 守正	九、一八〇
204	二一〇	同五八五	松良美起男	一三、九二〇

昭和二十三年十一月二十六日 (第五種郵便物認可) 一四

205	二一一	同五三七ノ一	淀江町農業協同組合長 角 愛吉	一四、七〇〇
206	二一二	同所子村国信五四九ノ二	所子村同 金内守夫	二一、五二〇
207	二二三	同庄内村古御堂二六九	河合 益彦	六、八一〇
208	二二四	同同富長七四六	庄内村農業協同組合長 稻倉岩雄	一六、九五〇
209	二二五	同御來屋町九二五	後藤 壽次	八、七六〇
210	二二六	同逢坂村下市八六ノ一	逢坂村農業協同組合長 井上金重	六、三〇〇
211	二二七	日野郡黒坂町上菅一一二六	稻田 利正	九、〇九〇
212	二二八	同日野上村下段二四〇	桑原 武義	一〇、八六〇
213	二二九	同根雨町根雨四一五ノ一	橋谷 眞澄	一五、一八〇
214	二三〇	同江尾村江尾	白岩 秀之	九、二七〇
215	三三一	同溝口町字代三六五	山中 保	八、五八〇

鳥取縣告示第五百九十四号

東伯地方事務所管内において縣稅檢査を次のように返納並びに交付した

昭和二十三年十一月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納年月日 所屬庁名 職名 氏名

縣稅檢査章

同	一七〇	昭和二十三年十月十五日交付	小鹿村役場 書記 山本温志
同	一七一	同	三徳村同 同 福本謙太郎
同	一七二	同	成美村同 同 西村正信
同	一七三	同	西郷村同 同 川崎重信
同	一七八	同八日返納	旭 村同 同 谷川正治
同	一八五	同十一日同	三徳村同 同 能見秋光

鳥取縣告示 第五種郵便物認可 昭和二十三年十一月二十六日 (第三種郵便物認可) 一五

00362

鳥取縣告示第五百九十五号
東伯地方事務所管内において縣稅檢査章紛失したため次のものを無効とした

昭和二十三年十一月二十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
区分 番号 無效年月日 所屬庁名 職名 氏名
縣稅檢 査章 九 昭和二十三年 東伯郡 西郷村役場 書記 前野甚市
十一月十五日
同 一〇 同七日 成美村同 同 岸本谷藏

鳥取縣告示第五百九十六号

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の罪定を認可した。

昭和二十三年十一月二十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、國民健康保險を行う村 岩美郡岩井町
二、條例制定の認可年月日 昭和二十三年十一月十七日

鳥取縣告示第五百九十七号

鳥取縣行造林実施要綱を次のよゝに定める。

昭和二十三年十一月二十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣行造林実施要綱

第一條 縣は造林思想の啓發普及を図ると共に一般造林技術を公開し併せて森林資源の造成を期するためこの要綱によつて縣行造林を実施する

第二條 縣行造林は原則として一圃地五町歩以上とする

第三條 山林所有者が縣行造林を希望するときは別紙様式の縣行造林実施願を前年十月末迄に知事に提出するものとする

第四條 知事は前條の申請によつて造林の適地を選定し申請者と造林方法等につき契約を締結する

第五條 造林は縣が土地所有者との間に地上權を設定の上実施する

第六條 地上權の存続期間は針葉樹にあつては五十年潤葉樹にあつては四十年を標準とし契約によつてこれを定める

第七條 造林地の施業計画は縣がこれに要する経費は縣

00363

が負担する

第八條 造林の諸稅、公課は土地所有者の負担とする

第九條 この要綱に基いて造林した箇所は地上權設定の間は知事の承認を得なければ売却、讓渡、交換その他權利処分並びに質權、抵當權の目的とすることができない

第十條 造林地の樹木処分價格は縣がこれを定め樹木処分の都度地代としてその純收益の五割を土地所有者に交付する

附則

第十一條 この要綱は昭和二十三年九月一日からこれを適用する

第十三條の提出期限は同條の規定にかゝらず本年度に限り九月末日迄とする。

様式

縣行造林実施願

私所有の左記山林に対し本年度縣行造林を実施せられたく鳥取縣行造林実施要綱第二條により申請致します

山林所在地	希望造林種	希望面積	希望所有住所	氏名
番地	面積	種	氏名	

鳥取縣告示第五百九十八号
農林水産業調査員を次のように任免した。
昭和二十三年十一月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 職務執行の区域 任免年月日
山中 馨 金沢・健治 西伯郡大幡村 昭和二十三年十月二十三日

藤井俊巳 中村 国夫 同 同
池本吉重 地頭 照久 同大山村 同十一月二日
中原 勇 上原順二郎 八頭郡西郷村 同

鳥取縣告示第五百九十九号

價格査定委員會監査員規程第二條の規定により十一月二十二日次のように監査員を任命した。

